

小型家電リサイクル

【お問い合わせ先】生活環境課（☎ 358-0515）

下表に該当するものは、専用の回収ボックスに投入することでリサイクルされます。

種類	排出方法	小型家電対象品目（一例）	受入時間
小型家電	富谷市役所交流ホール、富谷市内各公民館に設置の小型家電回収ボックス（投入口の大きさ）横30cm×縦15cmに入るもの	・携帯電話、PHS、スマートフォン ・ノートパソコン（スレート型、タブレット型含む） ・ゲーム機（据置型、携帯型、ハンドヘルド含む） ・デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ ・電話機、ファクシミリ、ラジオ	平日 8時30分～17時30分 土・日 8時30分～17時 【交流ホールのみ】 ※本庁舎のみ毎月第一・三日月曜日19時まで開庁（月曜日が休日の場合は翌開庁日）（開庁日除く）

※対象品目に関しては設置ボックスに表示してありますのでご確認ください。

※投入口に入らないものに関しては、通常通りの方法で排出してください。

使用済みインクカートリッジ回収

【お問い合わせ先】生活環境課（☎ 358-0515）

■下表に該当するものは、専用の回収ボックスに投入することでリサイクルされます。

種類	排出方法	受入時間
使用済みインクカートリッジ	富谷市役所交流ホール、富谷市生活環境課窓口、富谷市内各公民館に設置の回収ボックスに入れる	平日 8時30分～17時30分 土・日 8時30分～17時 【交流ホールのみ】 ※本庁舎のみ毎月第一・三日月曜日19時まで開庁（月曜日が休日の場合は翌開庁日）（開庁日除く）

※トナーカートリッジは対象外となります。

収集しないごみ

■営業ごみ（事業者）

商店や事務所など営業活動に伴って出たごみは、許可業者と契約して処理してください。

■市で処理できないもの

※許可業者または販売店にご相談ください。

タイヤ、薬品、火薬類、ボンベ、廃油、廃液類、バッテリー、グランドピアノ、消火器、農業機械類、自動車、バイク、産業廃棄物、大型耐火金庫、家電リサイクル法に該当するもの、パソコン（本体・液晶ディスプレイ・一体型パソコン・CRTディスプレイ・ノートパソコン）

■家電リサイクル法に該当するもの

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機は、家電リサイクル法に基づき、メーカー等に回収およびリサイクルが義務付けられています。

■パソコンリサイクル法による回収

家庭から排出される使用済みパソコンは、資源有効利用促進法に基づき、「PCリサイクル」が開始され、メーカー等に回収及びリサイクルが義務付けられています。

※「小型家電リサイクル」として出すことができますものもあります。

上記「小型家電リサイクル」を参照してください。

許可業者

営業活動に伴って発生したごみや、引越しなどで多量に発生したごみをご自身で運べない場合は、許可業者に回収を委託してください。

また、家電リサイクル法に該当するものおよびパソコンの取り扱いもしています。いずれも有料となりますので、料金については、直接、許可業者にお問い合わせください。

■協業組合 富谷環境

☎ 022-358-2791 富谷市志戸田野田 31-1

■協業組合 仙台清掃公社 仙北事業所

☎ 022-345-6661 大衡村大森字三百刈田 13-1

とみや子育て支援センター“とみここ”

【お問い合わせ先】とみや子育て支援センター（☎ 343-5528）

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」（母子健康包括支援センター）です。

■開所時間 8時30分から17時30分まで

■休館 土・日曜日、祝日、年末年始

■実施内容

- ・母子健康手帳の交付、乳幼児健康診査、予防接種など
- ・月2回（月曜日）、0歳～未就園児のお子さんと保護者の方を対象に遊びのスペースを設け和室を開放しています。親子で遊んだり、保護者の皆さん同士が交流することができます。

※定員を設け、予約制で実施。



とみや子育て支援センター“とみここ”

母子健康手帳の交付

【お問い合わせ先】とみや子育て支援センター（☎ 343-5528）

・交付場所 とみや子育て支援センター

※各出張所での交付は行っていませんのでご了承ください。

・交付日 概ね月曜日（広報とみやをご確認ください）

・対象 妊娠の診断を受けた方

・受付 10時～10時15分

※上記日程に交付を受けることが難しい場合はとみや子育て支援センターまでご連絡ください。

妊産婦健康診査・産後ケア

【お問い合わせ先】とみや子育て支援センター（☎ 343-5528）

■妊産婦健康診査助成券について

県内の医療機関、助産院で受診された妊婦健康診査（14回）及び産婦健康診査（2回）の助成を行っています。助成券は母子健康手帳別冊に添付していますが、お持ちでない方はとみや子育て支援センターにお問い合わせください。

事前に助成券下方に記載されている注意事項をご確認の上、ご受診ください。

■産後ケアについて

出産後 12 ヶ月未満のお子さんとそのお母さんを対象に、県内の産院・助産院にて、乳房ケア、授乳・育児相談が受けられます。また、ご自宅への訪問も可能です。

※利用前に事前申請が必要ですので、お問い合わせください。

乳幼児健診・教室・相談

【お問い合わせ先】 とみや子育て支援センター (☎ 343-5528)

■個別健診（医療機関で実施）

2 か月児健診、8～9 か月児健診

母子健康手帳別冊に記載のある指定医療機関で受診してください。

■集団健診（とみや子育て支援センターで実施）

乳児健診（3～4 か月）、1 歳 6 か月児健診、2 歳 6 か月児歯科健診、3 歳 6 か月児健診

対象のお子さんにご案内をお送りします。

■離乳食教室（とみや子育て支援センターで実施）

月齢に合わせて 3 回実施しており、対象のお子さんにご案内をお送りします（要予約）。

■すくすく相談（とみや子育て支援センターで実施）

毎月 1 回、心理士、保健師、栄養士等による育児・発達相談を開催しています。要予約。日程は、広報とみやに掲載します。

■その他 各種教室を実施しております。

赤ちゃん・子どもの予防接種

【お問い合わせ先】 とみや子育て支援センター (☎ 343-5528)

■集団接種（BCG）

BCG は集団で実施します。日程については実施の前月号の広報とみやに掲載します。

■個別接種（BCG 以外）

接種対象年齢になりましたら、お子さんの体調のよいときに、かかりつけの小児科等で受けてください。

■予防接種手帳について

予防接種手帳は、出産後の新生児訪問の際にお渡ししますので、出産後は必ず母子健康手帳別冊内の出生連絡票（はがき）又は電話、FAX、電子申請により提出し、新生児訪問を受けてください。

転入等で予防接種の助成券をお持ちでない方は、市役所、各出張所、とみや子育て支援センターに母子健康手帳をご持参のうえ手続きをしてください。

■その他

任意予防接種（インフルエンザ・おたふくかぜ）についても助成をしております。

児童手当

【お問い合わせ先】 子育て支援課 (☎ 358-0516)

■手続きの方法

お子さんの出生、転入などにより富谷市に住民登録された方は、申請が必要です。下記のものを持参の上、子育て支援課や各出張所で手続きを行ってください。

1. 受給者となる方の健康保険証の写し（共済組合加入の方のみ）

2. 預金通帳（受給者となる方名義の口座）

※対象児童や配偶者の方と別居している場合や 18 歳以上の子が多子加算対象の場合、申立書や確認書、児童の属する世帯全員の住民票の写し、配偶者の所得証明書等の書類が必要となります。

※公務員の方は勤務先での手続きとなります。

■手当月額及び支給月

1. 手当の支給は、認定請求した月の翌月から始まり、支給すべき事由が消滅した月で終わります。ただし、請求書の提出が出生（転入予定）日の翌月であっても当該日後から 15 日以内であれば、法律により出生（転入予定）月請求の扱いになります。

2. 手当の支給額

・3 歳未満 15,000 円（第 3 子以降 30,000 円）

・3 歳以上～高校生年代 10,000 円
（第 3 子以降 30,000 円）

※「第 3 子以降」とは 22 歳年度末までの児童（進学・就職等を問わず、親等からの経済的負担がある場合カウント対象）のうち、3 番目以降の子のことをいいます。

3. 手当の支給は、原則として偶数月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

子ども医療費助成

【お問い合わせ先】 子育て支援課 (☎ 358-0516)

■対象と年齢区分

・通院、通院外（入院）とも 0 歳から高校 3 年生（18 歳の年度末）までが助成の対象です。

※所得制限なし

■手続きの方法

お子さんの出生、転入などにより富谷市に住民登録された方は、資格登録の申請をする必要があります。下記のものを持参の上、子育て支援課や各出張所で手続きを行ってください。

・健康保険証（お子さんのもの）

・預金通帳（申請人名義の口座）

・所得証明書（必要となる場合があります。）

■助成の方法

●現物給付

富谷市から交付される「子ども医療費助成受給者証」と「保険証」を一緒に医療機関の窓口に提示してください。

●償還払い

県外の病院で受診した場合などは受診時に自己負担金を一旦医療機関へ支払い、後日、領収書（医療機関名、保険診療点数、金額等が記載されたもの）、保険証、受給者証を市役所子育て支援課又は最寄りの出張所に提出し、請求の手続きをしてください。

保育所・病後児保育・保育ママ

【お問い合わせ先】 子育て支援課（☎ 358-0516）

■保育所について

富谷市の保育所・認定こども園

名称	電話番号
富谷保育所	358-1699
富ヶ丘保育所	358-3288
東向陽台保育所	373-9733
成田保育所	348-3216
上桜木果樹園の森こども園	348-7360
明石台若樹の森こども園	374-5627
とみや杜の橋こども園	348-5101
アルシュ富谷こども園	341-0740
認定こども園 富谷ひよこ園	347-3394
明石台こども園	341-3151
富ヶ丘菜の花保育園	341-0059
ぶらむ保育園富谷	341-8152
明石台くまちゃん保育園	725-6958
ぶらむ保育園大清水	358-7666
富谷ひよこの里（小規模）	341-3046
大清水ぞうさん保育園（小規模）	341-5708
ひよこのうち（小規模）	347-3133
キッズフィールド大清水園（小規模）	341-8908

■病後児保育について

富谷市内に居住し保育所等に入所中のお子さんが、病氣回復期で集団保育が困難な期間を一時的に預かり、保護者の方の子育てと仕事を両立するためのお手伝いをします。

1. 実施施設

名称	住所	電話番号
タウンクリニックえん	富谷市明石台七丁目1番地5	358-7141
宮城県済生会こどもケアルーム	富谷市成田八丁目4番地6	351-5120
こん小児科クリニック	仙台市泉区八乙女中央2-4-25	341-2701
大和町病後児保育室	大和町吉田字北谷地1-1 (公立黒川病院駐車場内)	344-7505

2. 利用料金 1日2,000円 他食事代等

3. 利用方法

直接実施施設へ連絡の上、お申し込みください。

なお、利用申請書等については、子育て支援課、実施施設にあります。

■一時保育について

保護者の方が就労、職業訓練等又は疾患、災害、事故、出産、冠婚葬祭等により、緊急に家庭での保育が困難となったお子さんを一時的に保育します。

1. 実施施設

【市立】 富ヶ丘保育所、成田保育所

【私立】 明石台若樹の森こども園、アルシュ富谷こども園

2. 利用料金（飲食費込み）

【市立】 生後6カ月～2歳児…2,500円/日

3歳児以上…1,400円/日

【私立】 生後6カ月～2歳児…2,500円/日

3歳児以上…1,500円/日

※別途お昼寝用布団リース代等が発生します。詳しくは直接実施施設にご確認ください。

■家庭的保育事業（保育ママ）について

保護者が就労や疾病等の理由により、日中保育することができないお子さんを富谷市の認定を受けた家庭的保育者が、自宅で家庭的な雰囲気の中で少人数のお子さんを保育します。

・利用対象 富谷市に住所のある生後6カ月～3歳児未満の児童

・定員…5名

名称	場所
らびっと保育室	あけの平三丁目

「とみや子育てサロン」

【お問い合わせ先】 とみや子育てサロン（☎ 779-6981）

子育てしているみなさんの交流の場です。

保育士が常駐していますので、遊びの提供・子育ての悩みなどの相談もできます。

飲食スペース、授乳室もあるので、いつでも気軽にご利用ください。

各種イベントについては、子育て通信（ホームページからダウンロード可）をご覧ください。

・開館日 火～土曜日（祝日、年末年始除く。）

・開館時間 9時～15時

・所在地 富谷市富谷西沢13

とみや子育てサロン一時預かり

【お問い合わせ先】 とみや子育てサロン（☎ 779-6981）

・対象 生後6カ月～未就学児

・時間 とみや子育てサロン開館日・開館時間に同じ

・料金 1時間700円（1時間以降30分ごとに350円）

・申込 事前に利用登録と予約が必要。

・利用希望日の1ヵ月前から電話または窓口で受付。



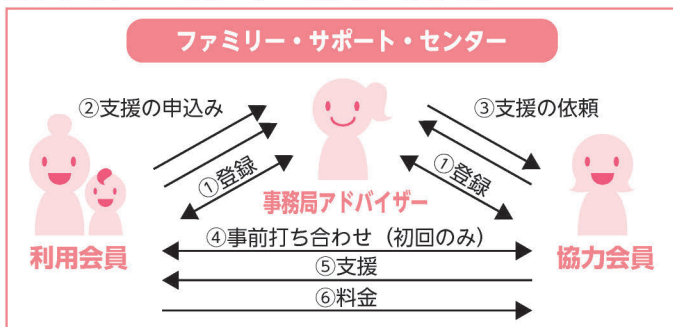
子育てサロン

とみや子育てファミリー・サポート・センター

【お問い合わせ先】 とみや子育てファミリー・サポート・センター
富谷市社会福祉協議会内（☎ 358-3981 平日 9 時～ 17 時）

富谷市の「子育ての支援を受けたい方（利用会員）」と「子育ての支援をしたい方（協力会員）」が会員となり、地域で子育てを助け合う会員組織です。活動のコーディネートは、センターのアドバイザーが行います。

■ファミリー・サポート・センターのしくみ



○利用会員（子育ての支援を受けたい方）

富谷市にお住まいで、生後 2 カ月から小学 6 年生までのお子さんがある方

○協力会員（子育ての支援をしたい方）※有償ボランティア

富谷市にお住まいで、20 歳以上の心身ともに健康で支援活動に理解のある方。性別や資格は問いませんが、センターで実施する養成講座の受講が必要です。

○両方会員（利用・協力会員の両方に登録する方）

利用会員として支援を受け、協力会員として支援活動もしたい方。

■こんなときにご相談ください

例えば…

- ・上の子の授業参観に行きたいので、赤ちゃんを預かってほしい。
- ・普段面倒を見てくれる方に用事ができたので、子どもを預かってほしい。
- ・子どもの習い事の送迎をしてほしい。…など

支援依頼は、事前打ち合わせが終了している協力会員の方のみに可能となりますが、依頼の内容によっては、調整に日数がかかる場合や、コーディネートが難しい場合もあります。ご登録やご依頼は、日にちに十分余裕をもってお申込み願います。

■利用時間と利用料金

利用料金は、支援活動が行われた際に、利用会員が協力会員に直接支払います。

利用時間帯区分		1 時間あたりの料金
平日	7 時～ 19 時	600 円
平日	上記以外の時間	700 円
土曜、日曜、祝日、年末年始		700 円

※送迎時の交通費や食事代等は、別途利用会員が負担します。

■会員になるための手続き

利用会員登録を希望される方は、入会説明会（予約制・平日）へご出席ください。協力会員・両方会員は、センターで実施する養成講座を受講後に登録完了となります。

とみや育児ヘルプサービス

【お問い合わせ先】 子育て支援課（☎ 358-0516）

出産後まもなく、何らかの事情で日中に家族の支援が受けられず、家事や育児が困難な家庭にヘルパーを派遣するサービスです。市・社協が実施する養成講座を受講した方が育児ヘルパーとして支援を行います。

・利用対象

富谷市にお住まいで、出産後 2 カ月以内で、日中お家にいるのがお子さんとお母さんだけで、家事をする方がいないご家庭

・利用期間等

派遣期間	出産後 2 カ月以内	派遣回数	20 回まで
利用時間	1 日 1 回 2 時間以内		
派遣日時	月曜～金曜 9 時～17 時（祝日と年末年始を除く）		

・申請から利用までの流れ

利用を希望される方は、出産予定日の 2 カ月前までにご相談ください。

①	申請書の提出
②	打ち合わせ（社協職員とヘルパーが訪問し利用内容の確認をします。）
③	～出産～ 子育て支援課に出産日、退院日を連絡（社協職員がヘルパー支援日程調整）
④	利用開始

・利用料金と支払い方法

自己負担料金	1 時間あたり 300 円
支払方法	サービス終了後、利用料金をヘルパーへ直接お支払いいただきます

・サービスの内容

育児	オムツ交換、授乳、沐浴のお手伝い、その他必要な育児
家事	調理、洗濯、住居の掃除や整理整頓、生活必需品の買い物、その他必要な家事

子ども短期支援事業

【お問い合わせ先】 子育て支援課（☎ 358-0516）

保護者の方が病気、出産、育児疲れなどで一時的にお子さんを養育できない時に、市内の乳児院でお子さんをお預かりする宿泊型のサービスです。

・利用対象

市内に住民登録がある 3 歳未満のお子さん

・利用期間

1 回につき 7 日以内（同一月内の利用は最大 10 日間）

・利用料金

お子さんお一人につき日額 2 歳未満児 5,350 円、2 歳以上児 2,750 円

※生活保護世帯・ひとり親家庭・市民税非課税世帯の方は利用料金が軽減されますので、詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。

・お預かりする施設

宮城県済生会みやぎ乳児院（成田八丁目4番地6）

・その他

お子さんの健康状態や施設の状況によりご希望に添えない場合や家庭状況に応じた減免があります。

幼稚園

・入園について

各幼稚園にお問い合わせください。

幼稚園名	公私区分	定員	電話番号	制度
富谷幼稚園	公立	90名	358-2164	新
鷹乃杜幼稚園	私立	460名	358-2580	従来
ひより台幼稚園	私立	420名	358-9188	従来
成田中央幼稚園	私立	75名	351-5371	新

・幼児教育の無償化について

【お問い合わせ先】

富谷幼稚園、鷹乃杜幼稚園、ひより台幼稚園→
教育総務課（☎ 358-3196）
成田中央幼稚園→子育て支援課（☎ 358-0516）

小・中学校への入学

【お問い合わせ先】 学校教育課（☎ 358-0521）

■就学時健康診断

就学時健康診断については、10月1日現在で翌年、小学校に入学されるお子さんの保護者に対し、郵送で健診の日時、場所等のお知らせをします。健診内容は、①内科、②耳鼻科、③眼科、④歯科の健康診断で、治療箇所がある場合は入学前に治療をすすめます。

■小・中学校の入学通知書

小・中学校の入学通知書については、1月下旬に対象者の保護者あてに、郵送で入学式の日時、場所等についてお知らせします。何らかの都合により、入学できない場合は、教育委員会学校教育課まで連絡、届出をお願いします。なお、転入者の方へは、転入届出時に入学通知書を発行します。

転校（転入・転出）の手続き

【お問い合わせ先】 学校教育課（☎ 358-0521）

転入の場合、市に転入届を提出するとき、お子さんが以前就学していた学校の在学証明書、教科書給与証明書を窓口へ提出してください。市より就学通知書を発行しますので、持参の上、就学する学校で手続きを行ってください。

転出の場合、就学していた学校より、在学証明書、教科書給与証明書を受け取り、転入する市町村の窓口および就学予定の学校で手続きを行ってください。

とみや放課後児童クラブ

【お問い合わせ先】 子育て支援課（☎ 358-0516）

■富谷市放課後児童健全育成事業

児童クラブは、就労等により、保護者が日中家庭にいない児童に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を目的としています。

1. 実施施設について

市内を学校区ごとに分け、次の8施設において実施しています。

対象学校区	開設場所	電話番号
富谷小学校	富谷小学校敷地内	346-6621
富ヶ丘小学校	富ヶ丘小学校敷地内	342-0852
東向陽台小学校	東向陽台小学校敷地内	342-1807
あけの平小学校	あけの平小学校敷地内	341-4280
日吉台小学校	日吉台小学校敷地内	341-2232
成田東小学校	成田東小学校敷地内	725-8460
成田小学校	成田小学校敷地内	341-5208
明石台小学校	明石台小学校敷地内	343-6113

2. 対象について

就労等により保護者が昼間家庭にいない市内在住の小学1年生から小学6年生までの児童で、基準を満たし、集団生活を送れる児童。

3. 開設時間について

- ・平日は児童下校後から18時まで、土曜日は8時から18時まで
- ・学校長期休業日や振替休業日は、8時から18時まで（平日のみ：延長利用を申請された場合は19時まで）

4. 内容について

- ・児童支援員（保育士等有資格者）が、児童の安全確保・管理に努めながら、遊びや仲間づくりの支援を行います。

5. 料金について

子育て支援課にお問い合わせ下さい。

6. その他

- ・利用申し込みは、1年ごととなります。ただし、年度始めに限らず、希望されるときは、年度途中でも申し込みできます。
- ・利用申し込み時には、所定の申込用紙とともに、勤務先の勤務証明等を提出していただきます。
- ・一人帰りの帰宅時間を過ぎた場合は、保護者の方のお迎えをお願いします。
- ・児童クラブの日は、原則として学校から直接児童クラブに行くようになります。
- ・災害時については、原則として保護者のお迎えとなります。

教育相談事業

【お問い合わせ先】 学校教育課 (☎ 358-0521)
教育相談担当 (☎ 358-3123)

富谷市教育委員会では、子育ての悩みや、学校生活・家庭生活に関する悩み等について相談を受け付けています。

相談内容については、一切秘密に扱われますので、一人で抱えずにご相談ください。

- ・相談日 「広報とみや」でご確認いただくか電話にてお問い合わせください。
- ・受付時間 9時30分～16時
- ・相談場所 市役所会議室等
- ・相談方法 電話相談または面談相談（※面談の場合は予約制となります。）
- ・面談相談の予約および問い合わせ先
（上記学校教育課又は学校教育課内教育相談担当へ）

ひとり親家庭へ

■児童扶養手当

【お問い合わせ先】 子育て支援課 (☎ 358-0516)

母子・父子家庭や保護者が重度の障がいを持つ家庭、また父母に代わって児童を養育している方が受けることができます。対象児童の年齢は、18歳に到達した最初の3月31日まで（障がい児は20歳未満）です。

・申請が必要で所得に制限があります。

※毎年奇数月にそれぞれの前月分までの2カ月分が支給されます。

■母子・父子親家庭医療費助成

【お問い合わせ先】 子育て支援課 (☎ 358-0516)

ひとり親家庭（母子・父子家庭）の方が安心して病院などを受診できるよう、医療費の一部を助成します。

対象は、18歳に到達した最初の3月31日までのお子さまを監護する、母子家庭の母子、父子家庭の父子です。ただし、生活保護を受けている方は除きます。

※所得制限があります。

■母子父子寡婦福祉資金貸付金

【お問い合わせ先】 宮城県仙台保健福祉事務所
母子・障害第一班 (☎ 363-5507)

宮城県ではひとり親家庭及び寡婦の経済的自立や生活の安定、扶養している児童の福祉増進を図るため、無利子、または低利で資金の貸付をしています。

貸付金の種類は、修学資金、就学支度資金、事業開始資金、生活資金、修業資金、技能習得資金、医療介護資金、転宅資金、住宅資金、結婚資金、事業継続資金、就職支度資金の12種類です。

病気や障がいのあるお子さんへ

■養育医療給付

【お問い合わせ先】 子育て支援課 (☎ 358-0516)

医療を必要とする未熟児に対して、養育に必要な入院医療費が援助されます。

・指定医療機関でないと給付の対象となりません。

■自立支援医療（育成医療）

【お問い合わせ先】 地域福祉課 (☎ 358-3294)

18歳未満の身体に障がいのある児童に対し、その障がいを除去、または軽減し生活能力を得るために必要な医療費が助成されます。

- ・指定医療機関でないと給付の対象となりません。
- ・世帯の課税状況により費用の一部負担があります。

■小児慢性特定疾患医療給付

【お問い合わせ先】 宮城県仙台保健福祉事務所黒川支所 (☎ 358-1111)

下記の病気の児童に対して、医療費が援助されます。

- ・悪性新生物（がん）、慢性腎疾患、喘息、慢性心疾患、先天性代謝異常、血友病等血液疾患、神経や筋疾患など
- ・病気の内容により一部制限があります。
- ・18歳未満のお子さんが対象ですが、一部の病気は20歳まで延長することができます。

■特定疾患通院介護料交付

【お問い合わせ先】 宮城県仙台保健福祉事務所黒川支所 (☎ 358-1111)

特定疾患・小児慢性特定疾患の認定を受けている在宅の方へ、認定期間内に認定されている医療機関に介護を受けて通院している場合、次のうち一つに該当する方に介護料が交付されます。

- ・身体障害者手帳1、2級をお持ちの方
- ・13歳未満の方
- ・上の2つ以外で心身機能の障がいのため介護が必要と医師が認めるもの

■特別児童扶養手当

【お問い合わせ先】 地域福祉課 (☎ 358-3294)

精神または身体に障がいのある20歳未満のお子さんを家庭において扶養する父母、または養育者に対して支給されます。

- ・所得制限があります。
- ・助成内容：政令で定める障害等級に応じ支給されます。1級（月額55,350円）、2級（月額36,860円）（令和6年4月現在）。

※年度ごと等、金額の変更あり

■障害児福祉手当

【お問い合わせ先】 地域福祉課 (☎ 358-3294)

日常生活において常時の介護を必要とする重度の障がいのある在宅の20歳未満のお子さんに対して支給します。

- ・助成内容 月額15,690円（令和6年4月現在）
- ・所得制限があります

※年度ごと等、金額の変更あり